平成２６年（フ）第１６５号
静岡県富士市松岡490番地の25
債務者　佐々木典宏
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　英寿
4　破産債権の届出期間　平成26年10月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年12月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１４７号
神奈川県横須賀市浦郷町３丁目64番地
債務者　渡戸　光久
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関戸　淳平
4　破産債権の届出期間　平成26年10月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年12月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第３７号
兵庫県美方郡香美町香住区香住812番地の１
債務者　長谷川成幸
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生駒　和雄
4　破産債権の届出期間　平成26年10月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第２８８号
新潟市東区山木戸５丁目19番17号
債務者　近藤　禎男
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　将之
4　破産債権の届出期間　平成26年10月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月12日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６０２号
広島県東広島市八本松南８丁目14番27号
債務者　宮崎　正己
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桒田　博正
4　破産債権の届出期間　平成26年10月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４２号
和歌山市西庄308番地の10、住民票上の住所和歌山市加太2201番地の178
債務者　大江工務店ことＤｙｋｕｎこと　大江　光
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２５０号
和歌山県伊都郡かつらぎ町中飯降493番地、住民票上の住所和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大谷192番地の１
債務者　岡本　圭司
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第６１６号
神戸市中央区港島中町６丁目14番地　ポートピアプラザＦ棟309号、従前の住所神戸市北区谷上南町６番18―３号
債務者　マミヤトレーディングこと　馬宮　昌紀
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀川　隆二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６号
兵庫県豊岡市泉町16番14号
債務者　中尾工作所こと　中尾　　博
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅村　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月16日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
北海道室蘭市祝津町３丁目16番47号　養護老人ホームあいらん内、住民票上の住所北海道伊達市山下町164番地25
債務者　岸田　　一
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増川　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第５４号
群馬県邑楽郡大泉町大字古氷106番地の24　槻岡コーポ２号、前住所栃木県佐野市富岡町51番地１　シャトー愛宕405
債務者　勝山トミオこと　ＫＡＴＳＵＹＡＭＡ　ＣＥＳＡＲ　ＴＯＭＩＯ
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新藤　正敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月１日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２７１８号
大阪市福島区鷺洲３丁目１番３―204号
債務者　山岡　成人
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６３６号
大阪市此花区高見１丁目５番46―1105号
債務者　寺町　裕久
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田淵　慎哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６９０号
兵庫県明石市大久保町西島816番地の１　シャルム明石101号
債務者　長田　　晃
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部